

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

長浜市立北中学校

～いじめに関する基本的認識と取り組みのポイント～

〈1〉基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起りうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「北中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

〈2〉いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（注1）「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

（注3）いじめに当たるか否かの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

〈3〉いじめの種類（文部科学省の分類による）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

〈4〉いじめについての理解

いじめは、理由の如何に関わらず、「人間として絶対に許されない行為」であり、「命にも関わる重大な問題」であることや「重大な人権侵害の問題」であることを全職員が真摯に受け止め、いじめの防止に向けて徹底して取り組む。

「人をいじめることは、人間として絶対許されない」

- ・日頃から毅然とした態度で「いじめは絶対許されない」「いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめを助長することになる」ことを指導する。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることをしっかり理解する。

「いじめを受けている生徒の立場に立った親身な指導を行う」

- ・生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に察知するように務める。とりわけ、いじめられる子どもの立場にならない限り、いじめは見抜けないことを肝に銘じる。
- ・いじめられている生徒や、いじめを告げたりすることによって自分がいじめられるかもしれないと思っている生徒を徹底して守るという強い意志を教師が言葉と態度で示す。
- ・いじめで悩んでいる際には、友人・家族・教師等に相談するように訴えていく。どんな場合でも自傷や、命を粗末にする行為は、絶対あってはならないことを伝え続ける。

「いじめは、本質的には関係性の病理である」

- ・いじめを解決していくには、加害者、被害者、学校とクラス、家庭について、相互の関係性を明らかにすると同時に、それぞれが持つ特徴等を分析し、支援につなげる。

「いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがある」

- ・冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚でいじめに及んでいることもあり、受けている生徒との意識に大きな差が見られる場合がある。相手の立場に立って物事を考えられるように指導する。
- ・何らかの理由があるからいじめを行うなどと、いじめを正当化するといった間違った認識を正し、如何なる理由があってもいじめは絶対許されるものでないことを徹底して指導する。

「いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である」

- ・個性や差異を尊重する姿勢やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
- ・道徳教育や教育活動全般を通してかけがえのない命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、指導する。

「いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である」

- ・生徒の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携を図り、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たし、組織的に対応する。
- ・家庭、地域に生徒へのSOSをキャッチするべく協力依頼をする。
- ・保護者等からのいじめに関する学校への情報に対して、誠意を持って対応する。

～いじめの未然防止に向けて～

〈1〉いじめを許さない学校・学級づくり

- ①「いじめを許さない学校・学級の雰囲気をつくる」ことが必要である。善悪の判断を認識できる力を育て、当たり前のことを当たり前に行っていく（凡事徹底）健全な学校・学級状態をつくっていく。いじめは絶対許されないものであることを徹底させ、いじめをはやしたてたり、傍観したりすることもいじめ同様に許されない行為であることを認識させる。

- ②いじめの未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい生活習慣の中で授業や行事に主体的に参加・活動できる学校づくりを進めることである。そのためには、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成する。とりわけ、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるような居場所作りやすべての生徒に活躍の場を設け、その活動の中で互いの良さを認め合えるような絆づくりを積極的に推進していく。

- ③上記のような学級・学校づくりを推進するため、学級活動や生徒会活動の中で、子どもが主体となって取り組む場を設け、自分も他人も大切に思えるような絆づくりを深めていくために、それらの活動を支援する教員の関わり方や指導方法を研修、研究する。

〈2〉いじめの未然防止に向けた手だて

①学級経営の充実を図る

- ・学級のルールや規範を定め、規律ある学級がつくれるようにする。生徒が守れるように継続的な指導を行い、改善に向けて毅然とした指導を徹底する。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。（人権侵害に当たる言葉遣いには指導を入れる）
- ・定期的に行ういじめのアンケート調査や担任が中心となって行う生活の記録、教育相談でいじめの訴えや、また、朝の健康観察で欠席、遅刻、早退や体調不良の様子から実態把握を行い、いじめの兆候を見逃さない。
- ・学級担任として定期的に自らの学級経営を見つめ直す機会を持ち、改善を図っていく。

②授業中における生徒指導の充実

- ・「自己存在感」や「自己有用感」のある授業づくりをすすめる。
- ・「わかる授業づくり」をすすめて、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫をする。
- ・音楽チャイムを守って着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導などを行う。
- ・気軽に教師同士の授業参観を行い、互いの授業について参観しあう機会を設け、気がついたことを助言し、自分の授業以外の生徒観察に努める。

③人権教育・道徳教育の充実

- ・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置づけ、すべての教育活動においていじめを許さない授業づくりを工夫する。

- ・生徒一人ひとりの活動の場を保証し、それらの活動を通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係が深まることで絆が深まるような企画や工夫を行う。

④生徒会活動の工夫

- ・生徒会の企画・発案によって「いじめ防止」の訴えやいじめ撲滅キャンペーンを積極的に図っていき、生徒のいじめ防止に関する意識を高める。

⑤情報モラル、情報リテラシーの育成

- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等を使って、ライン・ツイッター・インスタグラム等のSNSによって悪質な書き込み、写真や動画の掲載を行ったりすることが急増している。生徒、保護者に授業はもちろん、通信や講演会等を通じ、情報モラルや情報リテラシーを育成する。

⑥特別な支援を必要とする生徒へのいじめを防ぐ

- ・特別な支援を必要とする生徒に対する冷やかしからかい等のいじめ行為の発生を防止するため、スクールカウンセラーなどの専門職の指導や助言を仰ぎ、教職員間で発達障害の理解や共通認識を行い、周りの生徒への指導、本人への配慮を工夫していく。

⑦校内研修の充実

- ・授業中のノートの工夫によって「基礎学力の向上」や分かる授業を目指す授業の取り組み、姿勢を正しくすることにより話を聴くといったように、お互いを大切にする意識を高める。
- ・長期休業時に講師を依頼し、教師のいじめ防止の理解に関する人権意識の向上や学習の場とする。

⑧SCやSSW、その他の専門機関の活用

- ・人間関係で相談ができる臨床心理の専門家として、日頃からSCの助言を仰ぐ。
- ・SCが校内委員会に参加し、教師、養護教諭、生活指導主任などとの連携、情報共有を図る。

～いじめの早期発見に向けて～

〈1〉いじめを発見する手だて

①教師と生徒との日常の交流にアンテナを高くして発見する

- ・休み時間や昼休み、放課後等の機会に、気になる様子に目を配る。生徒同士の何気ない会話にもアンテナを高くして察知する。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られないか気をつける。
- ・学級日誌や生活の記録を通して、気になる記述がないかどうか気配る。

②複数の教師の目による発見

- ・教科の授業担当、部活動顧問など教育活動全般を通して、多くの教師が関わり、発見の機会を多くする。
- ・養護教諭や教育相談担当教員にいじめの悩みを打ち明けるケースも高い。連携を密にする。
- ・次の時間が空き時間の教師は、次の授業の教師が来るまで、教室か廊下で待機し、生徒の様子を

伺う。授業者は早く教室の方へ移動して生徒の様子を観察する。

- ・休憩時間が長い昼休みに、担任は教室で生徒間の様子を伺い、フリーの教師は廊下や校舎外の巡回を行って異変がないかどうかを観察する。

③教職員間の情報交換

- ・遊びやふざけなどのように見えるものの気になる様子があれば、その様子を5W1H(いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように)で記録し、職員間で共有できるような記録を残す。
- ・気になる事象を発見したら、自分だけで解決しようと思わず、必ず担任や学年主任、生徒指導主事、管理職などへの報告を行う。
- ・学級内の人間関係を、他の教師も観察し、違和感がある時には、必ず報告する。
- ・教師用のチェックリストで生徒の様子を定期的に把握しておく。

④教育相談を通じた実態把握

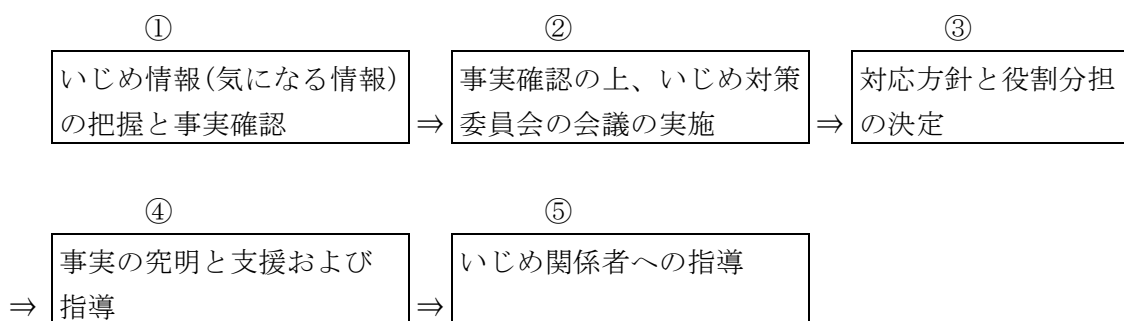
- ・どの学年も6月下旬～7月上旬、10月中旬～11月下旬、2月下旬～3月上旬に定期的な3回の教育相談を実施するとともに、いつでも生徒からの相談を受け入れられる体制があることを伝える。
- ・生徒から聞くことを中心にし、教師が話しすぎない。たくさん話ができる雰囲気づくりをする。
- ・担任以外の教師との教育相談も実施し、話しやすい場を設定する。
- ・内容によりSCやSSWなどの専門的な助言を得る。
- ・いじめアンケートを定期的に実施し、口頭では申し出にくい生徒の声に耳を傾ける。

⑤学校における「いじめ相談」への対応について生徒や保護者、地域に伝える。

- ・担任はもとより、養護教諭のほか、話しやすい教師に伝えて良いことを知らせる。
- ・スクールカウンセラー等への相談申し込みの仕方を生徒、保護者に伝える。
- ・いじめ悩み相談の関係機関のカード配布を行い、何か学校や家庭に伝えられないことがあったら連絡を入れるように伝える。
- ・地域の会議などで、いじめの兆候や現場を見つけたら学校への連絡をお願いする。

〈2〉いじめの発見から解決まで

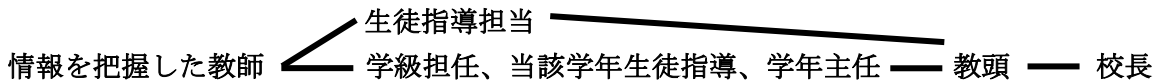
(1) 発見から指導、組織対応の展開



①いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

〈情報の把握〉

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ・いじめが疑われる言動を目撃 | ・生徒・保護者からの訴え |
| ・アンケート調査への回答 | ・教師からの情報 |
| ・生活の記録や、提出プリントから気になる言葉を発見 | ・まわりの生徒等からの情報 |



〈事実確認〉

- ・事実の有無や内容の真偽について当該生徒・関係生徒から事情を聴く
- ・生徒指導主事や管理職へ報告するとともに、学校としての組織対応を行う。
(担任や当該学年生徒指導、学年主任、関係教師を中心に事情を聴く)

②いじめ対策委員会の編成 事実確認と並行して、いじめ対策委員会を開催する。

いじめ対策委員会
学級担任、学年生徒指導、学年主任、養護教諭、教育相談、生徒指導主事、教頭、校長

☆ 基本的には上記のメンバーであるが、事案により柔軟にメンバーを編成する。

③対応方針と役割分担の決定 (確かな初期対応)

☆情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の様子 (学級・部活動)

☆対応方針

- ・事情聴取は2名体制が望ましいが、生徒の希望や事情も考慮する。
- ・緊急度の確認「自殺のおそれがある」「自傷行為が見られる」「不登校に陥る」「脅迫されている」「暴行を受けている」などの危険度を確認する。緊急度が高いと判断した場合には長浜市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

☆役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と支援担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援および指導方法

- ・いじめの状況をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行う。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいた者、いじめを行った者の順に行う。また、事実の究明を大切に、支援・指導に力点を置いた対応を心がける。
- ・いじめを受けている生徒や、周囲にいた生徒から話を聞くときは、まわりの目につかないような場所や時間帯で行うように配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に事情聴取を行う。

- ・関係者からの話に食い違いがないかどうか、確認しながら進める。
- ・情報提供者の秘密を厳守し、報復行為が起こらないように細心の注意を払う。
- ・聴取を終えた後は、教師が保護者に直接説明を行う。事案の内容や生徒の様子により1人きりにならないように注意する。
- ・関係機関と連携し指導方針を決定する。また、必要に応じて弁護士や医師等に助言を得る。

⑤いじめの関係者への指導

※いじめを受けている生徒への対応

な基 姿本 勢的	・如何なる理由があっても、いじめられた生徒の立場に立ち、守り通すことを約束する。 ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、時間をおいてから再び起こり得ることを想定しながら、支援を継続する。(アフターケア)
確事 認実 の	・担任を中心に、生徒が話しやすい教師等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや悲しさ、辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支 援	・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめは絶対に許さないことを訴え、今後の指導の仕方を伝える。 ・自分に自信が持てるように、生徒の良さや優れているところを認め、励ましていく。 ・いじめの状況を判断し、いじめを行った生徒とのこれからの関わり方や、行動の仕方を具体的に指導していく。 ・学校は簡単に解消したとは判断していないことや、再び起こることがないかどうかを継続して見ていくことを伝える。いつでも信頼できる先生に話をしても良いことを伝え、また、いじめの相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導や励ましはしない。 ・いじめ解消に向けた環境整備や再発防止の取り組みについて話を行い、理解を促す。
観経 察過 等	・生活の記録の交換や教育相談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との人間関係を支援する。

※いじめを行った生徒への対応

な基 姿本 勢的	・いじめを行った背景を理解しつつ、いじめ行為に関しては毅然とした指導をする。 ・自分が行ったことを冷静に判断させ、どうすべきだったのかを猛省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、教育的な配慮のもとに指導を行う。
確事 認実 の	・一方的な指導から入るのではなく、教師は中立の立場で、しっかりとした事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入り、決して嘘やごまかしのない事実確認を行う。
支 援	・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みが理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後どうしたらよいかを考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・いじめの状況により市の教育委員会と協議し、別室での指導や出席停止措置、警察機関の協力を求め、厳しい対策を取ることも必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・出席停止措置等を講じた場合、その後の支援について指導プログラムを作成し、適切な指導を行う。また、教育委員会や保護者との間で十分な共通理解、連携を図る。
観 経	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の記録の交換や教育相談を定期的に行い、教師との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
察 過	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを引き出させていく。
等	<ul style="list-style-type: none"> ・まわりと円滑な人間関係が結べているか絶えず見ていき、特にいじめた生徒への対応はどうなのかを注意深く観察する。

※傍観したり周囲にいたりした生徒の対応

な 基	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは被害者と加害者だけの問題でなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑
指 本	<ul style="list-style-type: none"> 止されたりすることを指導する。
導 的	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
確 事	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを報告することは、正しい行為であり、困っている人を救うことであり、人権と命
認 実	<ul style="list-style-type: none"> を守る行為であることを伝える。
の	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを報告することにより、自分がいじめの対象になるかもしれないと思っている生徒に教師が徹底して守り通すことを約束する。
支	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを受け止めさせる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けていた生徒が、傍観していた生徒をどのように思っていたかを考えさせ、今後の対応を考えさせる。
援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。その意見を参考にどこがどう悪かったのかを説諭する。
観 経	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事の取り組みを通して集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
察 過	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、アンテナを高くして継続し
等	<ul style="list-style-type: none"> た指導を行っていく。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) 保護者との連携

① いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの事実確認がはっきりとするまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を控えてもらうようにお願いします。
- ・ 指導が一旦すんだ後でも、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。少なくとも3カ月後に面談等により本人および保護者に確認する。
- ・ 電話でのやりとりでは真意が伝わらないことが多いので、必ず出会って話をする。

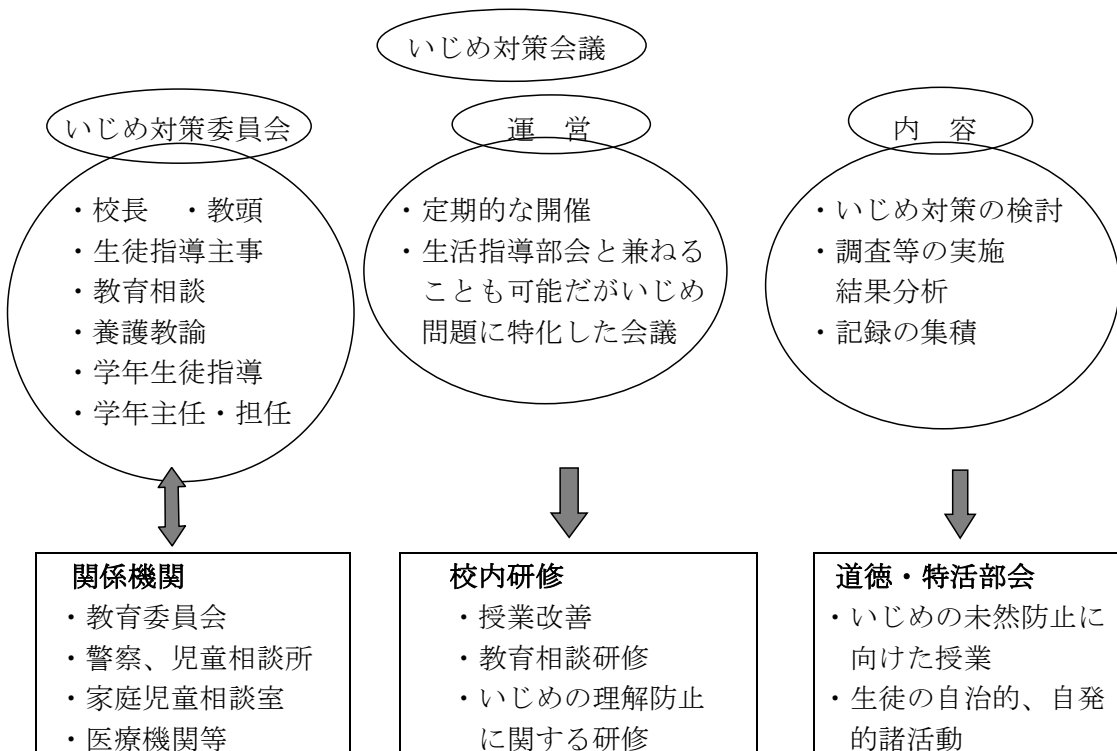
② いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・ いじめ行為の状況といじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ・ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めてもらえなかったり、学校の指導を受け入れてもらえない保護者については、あらためて事実確認と指導方針、教師の生徒に対する思いを示し、理解を求める。

(3) 組織対応の基本的な考え方

- ① いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ② いじめ問題については、特化する委員会を作る。
- ③ 各学級で起きていることをいじめ対策委員会や職員会議等で共有化し、学校全体でフォローする。
- ④ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
- ⑤ 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

(4) いじめ対策委員会の会議



〈3〉いじめの未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

いじめ防止に関わる年間計画(1年)

4月	<p>※学級、学年開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・学年・学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことやいじめに対しては断固たる措置をとることを訴えていく。 <p>※生活アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校生活で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫かなどのアンケートを行い、生徒の悩み等に親身になって話を聴く。
5月	<p>※学年レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団活動を通して、集団での役割を果たし、集団での行動やルールを守ることに より、周りへの協力や思いやりの心を育む。 <p>※教育相談</p>
6月下旬 ～7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。
夏季休業	<p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し、検討を行う。 <p>※いじめ防止の研修会を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が講師の話の聞き、多岐にわたる事案を研修、参考とする。
10月	<p>※体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと一緒に楽しみ、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感を高揚させる場とする。どの生徒も活躍する場の設定を行う。
11月	<p>※音楽祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと一緒に楽しみ、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感を高揚させる場とする。どの生徒も活躍する場の設定を行う。
11月下旬 ～12月上旬	<p>※教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、今現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。 ・保護者にも学校評価アンケートを配布する。
冬季休業	<p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し、検討を行う。
2月上旬～ 3月上旬	<p>※教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。春季休業中の現状分析にも活用する。

いじめ防止に関わる年間計画(2年)

4月	<p>※学級、学年開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・学年・学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことやいじめに対しては断固たる措置をとることを訴えていく。 <p>※生活アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校生活で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫かなどのアンケートを行い、生徒の悩み等に親身になって話を聴く。 <p>※教育相談</p>
6月下旬 ～7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。 <p>※学年会</p>
夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し、検討を行う。 <p>※いじめ防止の研修会を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が講師の話聞き、多岐にわたる事案を研修、参考とする。
10月	<p>※体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと一緒に楽しみ、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感を高める場とする。どの生徒にも活躍する場の設定を行う。 <p>※職場体験学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が働くことによって厳しさや成就感を受けることができる。厳しい規律をしっかりと守ることで学校生活の習慣に生きる。また、自分の夢の目標になるよう取り組む。
11月	<p>※音楽祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと一緒に楽しみ、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感を高める場とする。どの生徒にも活躍する場の設定を行う。
11月下旬 ～12月上旬	<p>※教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。 ・保護者にも学校評価アンケートを配布する。
冬季休業	<p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し、検討を行う。
2月上旬～ 3月上旬	<p>※教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。春季休業中の現状分析にも活用する。

いじめ防止に関わる年間計画(3年)

4月	<p>※学級、学年開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・学年・学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことやいじめに対しては断固たる措置をとることを訴えていく。 <p>※生活アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校生活で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫かなどのアンケートを行い、生徒の悩み等に親身になって話を聴く。 <p>※教育相談</p>
6月下旬～ 7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。 <p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し、検討を行う。 <p>※いじめ防止の研修会を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が講師の話を聞き、多岐にわたる事案を研修、参考とする。
夏季休業	
10月	<p>※体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高学年として行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、与えられた役割を果たし、自己肯定感を高める場とする。どの生徒にも活躍する場の設定を行う。
11月	<p>※音楽祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感を高める場とする。どの生徒にも活躍する場の設定を行う。 <p>※進路懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の進路に関して具体的な道を探る。十分な話し合いをもち、今後のがんばりに期待していることを伝え励ましていく。また、将来への夢をもって学習させる。
11月下旬 ～12月上旬	<p>※教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。 ・保護者にも学校評価アンケートを配布する。
冬季休業	<p>※学年会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し、検討を行う。
2月上旬～ 3月上旬	<p>※教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙を参考に、進路を含み、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。

〈4〉付帯

- ・このいじめ対策基本方針は、毎年度見直しを行うものとする。